

駐輪場・バイク置場

(1) 自動車の入構

学生の自動車での入構は原則として認めません。身体に障害のある学生及び社会人の大学院学生については、例外として自動車による通学を認めることがあります。希望者は、総務課用度係に問い合わせ、自動車通学の許可申請を行ったうえで学内駐車場に駐車してください。

また、実験機材の搬入等で一時的に入構を希望する場合は、事前に「臨時入構許可申請書」を入構の3日前までに学務課学生係へ提出し、許可を受けてください。

(2) バイク置場

所定のバイク置場に置いてください。駐輪違反は定期的に取り締まりを実施し、空気を抜くなど厳しく対処します。

(3) 駐輪場 **駐輪場 (PDF)**

構内の通行や教育研究の妨げにならないよう自転車を所定の駐輪場に置いてください。駐輪違反は定期的に取り締まりを実施し、空気を抜くなど厳しく対処します。